

証券コード 3421

2020年10月5日

株 主 各 位

東京都大田区矢口二丁目5番25号
株式会社稲葉製作所
代表取締役社長 稲葉 明

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月22日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年10月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都大田区池上一丁目32番8号
大田区立池上会館 2階集会室
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第73期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金の処分の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の体調に応じて、議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.inaba-ss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

- ・株主総会当日までの感染状況等により、会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.inaba-ss.co.jp/>)にてお知らせいたします。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、持病のある方、妊娠されている方は、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当日の出席役員及び運営スタッフは、検温、体調確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・感染拡大防止の観点から、ご滞在時間短縮のため、ご報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めてまいります。
- ・株主様の座席間隔を拡げるため、ご用意できる座席が例年より減少いたします。このため、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ・ご出席の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。

株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

区分	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
当連結会計年度	34,575	1,891	2,110	1,362	77.56
前連結会計年度	34,041	1,777	2,117	1,060	60.39
増減率	1.6%	6.4%	△0.3%	28.4%	28.4%

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善が継続したものの、外需の伸び悩みから製造業の生産活動が落ち込み、景気の回復は緩やかなものとなりました。2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により経済活動の停滞などが引き起こされ、政府の緊急事態宣言や各自治体からの外出自粛・営業自粛要請により個人消費は減退し、生産活動の停滞等により企業業績は悪化しました。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが立たないことから、实体经济への影響が拡大し、国内経済は厳しい状況が続きました。

当社グループの経営環境について概観いたしますと、鋼製物置市場では、持家・分譲一戸建住宅の新設着工戸数が弱含みで推移しましたが、消費増税前の駆け込み需要や緊急事態宣言解除後の需要増加により、鋼製物置の需要は堅調に推移しました。オフィス家具市場では、大規模オフィスの安定的な供給を背景にオフィスの移転需要及びリニューアル需要は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は企業業績や景況感の悪化を背景に、需要は弱含みで推移しました。

当連結会計年度における主要材料の平均鋼材価格は、引き続き高止まりで推移しました。

このような経営環境の中、当社は、代理店・販売店とのリレーション強化、物流拠点と販売拠点との連携強化、製品の強みを活かした積極的な用途提案などに加え、コスト低減及び品質・生産性向上の取り組みを進めてきました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出を受けて、当社は感染防止のため取引先への訪問自粛・出張禁止等、積極的な営業活動を自粛しました。しかしながら、取引先からの受注状況は想定していたほど悪化せず、当社は当感染症の感染防止策に留意したうえで、安定的な製品供給に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高34,575百万円（前期比1.6%増）、営業利益1,891百万円（前期比6.4%増）、経常利益2,110百万円（前期比0.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,362百万円（前期比28.4%増）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりです。

セグメント の名称	売上高（百万円）			セグメント利益又は損失（△）（百万円）		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
鋼製物置	22,909	23,488	579	2,850	2,752	△97
オフィス家具	11,132	11,087	△44	△97	137	235
合 計	34,041	34,576	534	2,753	2,890	137

[鋼製物置事業]

鋼製物置の売上高は、23,488百万円（前期比2.5%増）となりました。消費増税前の駆込み需要や緊急事態宣言解除後の需要増加を背景に、小型製品、一般製品及びガレージ・倉庫等の大型製品などが堅調に推移し、増収となりました。また、2020年2月に高級ガレージ「A R C I A（アルシア）」、ゴミ保管庫「大型ダストボックス」、自転車置場「BMタイプ」を発売し、製品ラインナップを充実させました。セグメント利益は、減価償却費や物流コストの増加などにより、前期から減益の2,752百万円（前期比3.4%減）となりました。

[オフィス家具事業]

オフィス家具の売上高は、11,087百万円（前期比0.4%減）となりました。オフィスでの働き方改革や健康への関心の高まりに対応した新しいオフィスづくりの提案を積極的に展開しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、減収となりました。また、2020年1月に電動昇降デスク・エグゼクティブタイプ「Novie EX（ノヴィーエックス）」、ワゴンシリーズ「木目色タイプ」と「ショートタイプ」を追加し、製品ラインナップを充実させました。セグメント利益については、前期後半に実施した価格改定に加え、販管費のコスト抑制などにより、前期から増益の137百万円（前期は97百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、2,545百万円となりました。設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産への投資額が含まれています。

主要な設備投資は、犬山工場生産設備1,149百万円、柏工場生産設備267百万円、富岡工場社員寮226百万円です。なお、セグメント別の設備投資額は、鋼製物置セグメント542百万円、オフィス家具セグメント56百万円、共通1,946百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 70 期 (2017年7月期)	第 71 期 (2018年7月期)	第 72 期 (2019年7月期)	第 73 期 (当連結会計年度) (2020年7月期)
売 上 高(百万円)	31,548	32,631	34,041	34,575
営 業 利 益(百万円)	678	399	1,777	1,891
経 常 利 益(百万円)	889	669	2,117	2,110
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	571	408	1,060	1,362
1株当たり当期純利益 (円)	32.54	23.27	60.39	77.56
総 資 産(百万円)	51,382	51,538	53,314	54,188
純 資 産(百万円)	37,635	37,760	38,334	39,240
1株当たり純資産額 (円)	2,143.15	2,150.29	2,182.58	2,234.17

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

- ・第70期は、前期に大口販売を計上していた反動によるオフィス家具の販売減少の影響が大きく、減収となりました。利益につきましては、富岡工場の稼働により減価償却費や物流コストが増加したことなどから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも、減益となりました。
- ・第71期は、鋼製物置、オフィス家具の両事業が好調であり、増収となりました。利益につきましては、材料価格の高騰、エネルギーコストや物流コストが断続的に上昇したことなどから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも、減益となりました。
- ・第72期は、新製品投入の遅れなどからオフィス家具の売上が減収となりましたが、価格改定の実施や新製品の投入に加え、堅調な需要により鋼製物置の売上が伸長した結果、増収となりました。利益につきましては、増収による売上総利益の増加や減価償却費が減少したことなどから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも、増益となりました。
- ・第73期（当連結会計年度）の状況につきましては、「前記（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
イナバインターナショナル株式会社	50,000	100	オフィス家具の販売
株式会社共進	10,000	100	鋼製物置及びオフィス家具の販売
イナバクリエイト株式会社	20,000	100	レンタル収納及びトランクルーム用パーティション等販売

(6) 対処すべき課題

当社は、「信頼に応えるモノづくりを通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、「くらしの快適さのための機能的な収納空間と快適で創造的なオフィス空間」の実現に向けて、事業活動を行っていきます。社会環境の変化に向き合いながら、当社の技術力やモノづくり力と社外のビジネスパートナーが持つ強みを活かし、持続的な成長と企業価値向上を追求していきます。

2020年度の経営環境は各国の政治・金融情勢、保護主義の広がり、新型コロナウイルス感染症の状況などにおいて不確実性が高く、国内経済の先行きも見通しにくく不透明感が増しています。

このような状況を踏まえ、当社は、事業等へのリスクやその影響を見極めながら、成長に資する設備投資を継続し、競争力の向上などにより売上と収益の獲得を目指していきます。

鋼製物置事業については、既存市場では高シェアと高収益を維持・拡大させ、新規市場では用途開発を進めていくことで市場を拡大させ、中長期的な持続的成長を成し遂げていきます。オフィス家具事業については、事業環境が厳しいものの、働き方改革の普及に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい働き方や新しいオフィス空間づくりへの動きの広がりが見込まれることから、新たな収益機会を着実に捉え、収益の拡大につなげていきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響の程度が見通せない中、当社は、政府の方針や保険行政の指針等に基づき、当感染症の感染防止策に取り組んでいきます。

(7) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

鋼製物置及びオフィス家具の製造並びに販売

(8) **主要な営業所及び工場** (2020年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 : 東京都大田区矢口二丁目5番25号

営業所・ショールーム:

札幌営業所 (北海道札幌市) 仙台営業所 (宮城県仙台市)

東京営業所 (東京都大田区) 千葉営業所 (千葉県柏市)

神奈川営業所 (神奈川県藤沢市) 静岡営業所 (静岡県藤枝市)

名古屋営業所 (愛知県犬山市) 大阪営業所 (兵庫県西宮市)

広島営業所 (広島県広島市) 福岡営業所 (福岡県福岡市)

東京オフィスショールーム (東京都渋谷区)

大阪オフィスショールーム (大阪府大阪市)

工場 : 富岡工場 (群馬県富岡市) 柏工場 (千葉県柏市)

犬山工場 (愛知県犬山市)

配送センター:

北海道配送センター (北海道江別市)

函館配送センター (北海道函館市)

東北配送センター (宮城県仙台市)

郡山配送センター (福島県郡山市)

北関東配送センター (群馬県前橋市)

柏配送センター (千葉県柏市)

神奈川配送センター (神奈川県藤沢市)

新潟配送センター (新潟県新潟市)

石川配送センター (石川県金沢市)

福井配送センター (福井県福井市)

長野配送センター (長野県長野市)

静岡配送センター (静岡県藤枝市)

犬山配送センター (愛知県犬山市)

大阪配送センター (兵庫県西宮市)

岡山配送センター (岡山県岡山市)

広島配送センター (広島県広島市)

山口配送センター (山口県山口市)

高松配送センター (香川県高松市)

松山配送センター (愛媛県松山市)

福岡配送センター (福岡県福岡市)

熊本配送センター (熊本県熊本市)

宮崎配送センター (宮崎県宮崎市)

鹿児島配送センター (鹿児島県鹿児島市)

② 主要な子会社の事業所

イナバインターナショナル株式会社（東京都渋谷区）

株式会社共進（群馬県前橋市）

イナバフリエイト株式会社（東京都大田区）

(9) 従業員の状況（2020年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋼製物置	626名	5名減
オフィス家具	383名	3名減
全社（共通）	49名	1名減
合計	1,058名	9名減

(注) 1. 従業員数は、就業人員数で記載しています。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
888名	18名減	41歳0ヶ月	18年7ヶ月

(注) 従業員数は、就業人員数で記載しています。

(10) 主要な借入先の状況（2020年7月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2020年7月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,922,429株 |
| ③ 株主数 | 19,568名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社イナバホールディングス	3,569千株	20.17%
株 式 会 社 共 進	1,963千株	11.09%
稲 葉 明	526千株	2.97%
稲 葉 茂	498千株	2.81%
秋 本 千 恵 子	475千株	2.68%
瀬 間 照 次	453千株	2.56%
稲 葉 進	448千株	2.53%
稲 葉 製 作 所 取 引 先 持 株 会	435千株	2.45%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	411千株	2.32%
稲 葉 常 雄	376千株	2.12%

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。

2. 持株比率は、自己株式229,736株を控除し、小数点第3位を切り捨てて算出しています。なお、自己株式には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式128,800株は含まれていません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲葉 明	株式会社共進代表取締役社長
取締役副社長	稲葉 茂	営業本部長 株式会社カトウ産業代表取締役社長
専務取締役	森田 泰満	技術本部長
常務取締役	稲葉 裕次郎	技術本部副本部長兼技術部長
常務取締役	小見山 雅彦	製造本部長兼製造部長
常務取締役	杉山 治	管理本部長兼総務部長
取締役	佐伯 則和	犬山工場長
取締役	堀川 朋樹	営業部長
取締役	三村 勝也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役 [監査等委員] ファナック株式会社監査役
取締役	野崎 清二郎	医療法人徳洲会非常勤理事 上新電機株式会社社外取締役
常勤監査役	多田 一志	
監査役	稲垣 光司	三井住友トラスト総合サービス株式会社常勤監査役
監査役	向川 政序	向川政序公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役三村勝也及び取締役野崎清二郎は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届出しています。
2. 監査役稲垣光司及び監査役向川政序は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届出しています。
3. 常勤監査役多田一志は、当社の経理部長、総務部長や管理本部長を歴任しており、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役稲垣光司は、金融機関における豊富な経験と、財務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役向川政序は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 当年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- (就任) 2019年10月24日開催の第72回定時株主総会において、新たに野崎清二郎は取締役に、稲垣光司及び向川政序の両名は監査役に、それぞれ選任され、就任しました。
- (退任) 2019年10月24日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、尾後貫達也は取締役に、福家弘行は監査役に、それぞれ退任しました。
- (辞任) 2019年10月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、野崎清二郎は監査役を辞任しました。

7. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	256百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	23百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	16名 (7名)	279百万円 (19百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年10月24日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名、並びに辞任した社外監査役1名が含まれています。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額350百万円であります(2016年10月20日開催の第69回定時株主総会で決議)。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。また、当該報酬とは別枠で、同総会において、取締役(社外取締役を除きます)に対する株式報酬額として、年額80百万円以内とご承認いただいております。
4. 株主総会の決議による社外取締役の報酬限度額は上記3.の枠内で年額30百万円であります(2016年10月20日開催の第69回定時株主総会で決議)。
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額30百万円であります(1996年10月31日開催の第49回定時株主総会で決議)。
6. 取締役の報酬等の額には、株主総会で決議された(2016年10月20日開催の第69回定時株主総会で決議)株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金の繰入額42百万円が含まれています。
7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外 取締役	三村 勝也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役 [監査等委員] ファナック株式会社監査役	特別の関係はありません。
	野崎 清二郎	医療法人徳洲会非常勤理事 上新電機株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社外 監査役	稲垣 光司	三井住友トラスト総合サービス株式会社常勤監査役	特別の関係はありません。
	向川 政序	向川政序公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外 取締役	三村 勝也	当事業年度において12回開催された取締役会に全回出席し、公認会計士、税理士や社外役員としての豊富な経験と高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。
	野崎 清二郎	取締役就任後に10回開催された取締役会に全回出席し、金融機関における豊富な経験や社外役員としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。
社外 監査役	稲垣 光司	監査役就任後に10回開催された取締役会に全回出席し、金融機関における豊富な経験と企業経営の経験者としての幅広い視野と高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。また、11回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、企業経営の見地から適宜、必要な発言を行いました。
	向川 政序	監査役就任後に10回開催された取締役会に全回出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。また、11回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行いました。

(注) 社外取締役野崎清二郎は、2019年10月24日開催の定時株主総会終結の時をもって当社の社外監査役を辞任しました。なお、同氏は社外監査役就任期間中に2回開催された取締役会に全回出席、また、5回開催された監査役会に全回出席しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ全役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」及び「行動指針」を定め、グループ全役員及び社員の企業活動の原点とすることを徹底しております。また、「コンプライアンス基本規程」を制定しコンプライアンス体制の確立を図ることとしております。
- ② 当社取締役の職務の執行が、コンプライアンス上有効に機能することを確保する体制として、監査役会を置いております。監査役会は、監査役監査基準に則り、取締役の業務執行の適法性、妥当性に関して公正・客観的な立場から監査を実施することとしております。社外監査役は、業務執行者からの独立性が確保できる等を勘案し、有識者を起用しております。監査役は、取締役会に出席するほか、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席することができるものとし、必要があると認めたときは、意見を述べるすることができます。また、全ての稟議書その他業務執行に関する重要な書類の閲覧が可能であり、取締役の業務執行状況を十分に監査・監督可能な体制としております。
- ③ 当社取締役会は、取締役会規則における付議・報告基準に則り、会社の業務執行を決定いたします。代表取締役社長及び各取締役は、社内規則、取締役会決議に則り、職務を執行するとともに、執行状況を取締役会において報告するものとし、その職務執行状況は、監査役の監査を受けております。
- ④ 当社使用人の職務の執行がコンプライアンス上有効に機能することを確保するため、業務の重要事項を決定する営業会議、生産会議及び技術会議には、原則として取締役及び情報取扱責任者が出席し、情報の共有化による部門間の連携と相互間の牽制を図るとともに、会議内容における開示情報の有無をも確認することとしております。なお、会議議事録、会議資料は監査役会へ提出することとしております。
- ⑤ 代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を置き、計画的に本社各部・工場・営業所・配送センター・関係会社等の監査を実施することとしております。内部監査室長は、監査結果を代表取締役社長に報告を行い、

代表取締役社長から改善指示、指導がなされ、業務執行の公正性や透明性の確保に寄与する体制としております。

- ⑥ 当社グループは、コンプライアンス体制の充実・強化を補完するために内部通報体制を設け、役員及び社員等は、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室に通報しなければならないと定めております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととしております。
- ⑦ 上記の体制の当社グループ内の浸透を徹底するため、当社の電子掲示板に内部統制システムの基本方針及び関連諸規程を掲示するほか、各拠点・子会社に配布の上、適宜教育指導を行うこととしております。

(2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括するため、「リスク管理規程」を制定し、組織横断的リスクの監視並びに全社的対応は総務部が内部監査室と連携をとりながら行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が適時適切な対応を行う体制を構築しております。

各部門の長である役員及び社員は、平時においてはそれぞれの自部門の担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価の上、適切な対策を実施することとしております。同規程に定める経営危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

- ② 子会社のリスク管理の状況については、内部監査室が監査を行い、また、「関係会社管理規程」に定める担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社のリスク管理を行う体制としております。

(3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令系統を明示することにより、効率的な業務執行体制を図っており、組織図、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等で示し、必要に応じ改訂を行うこととしております。

業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえ各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定し、定例の取締役会を原則毎月1回開催し、予算の進捗状況及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うこととしております。また、適宜経営会議を開催し、絞り込んだテーマに

ついて議論を行い、定例の取締役会での将来の議題となるべき事項等につき、方向性を見極め、課題の整理を行うこととしております。

社内電子掲示板、社内メール等の社内使用ツールの統一を図り、ITを効率活用し情報の周知徹底を行います。

また、子会社の効率的な業務執行体制の状況については、内部監査室が監査を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程の「稟議規程」「文書取扱規程」等に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書または電磁的媒体に記録し、管理・保存することとしております。

取締役の職務執行に係る情報及びその保存、管理状況について、監査役は、適宜監査ないし査閲ができることとしております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により各子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて各子会社への指導・支援を行うこととしております。

業務の運営については、当社と子会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の内部監査室、経理部門、関係会社管理部門及び監査役が連携し、十分な情報交換と対策の検討を行うこととしております。

(6) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査室が監査役と連携を密にして対応しており、情報の共有、交換等により、現在は、補助すべき使用人を設置していません。必要に応じて、監査役の職務を補助すべき監査スタッフを設置可能とし、人事等については、取締役と監査役が意見交換を行って実施し、監査スタッフは監査役が指示した補助業務についてはもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないと定めております。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの全役員及び社員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
- ② 当社グループの全役員及び社員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとしております。
- ③ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席できるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・通牒類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとしております。
- ④ 内部監査室は、当社グループの内部監査の状況を監査役または監査役会に報告することとしております。また、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとしております。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底しております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に屈することなく、「毅然とした態度」で「法律や社会ルールに則った解決」をすることを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、役員及び社員の「行動指針」並びに「コンプライアンス基本規程」に反社会的勢力排除に向けた基本方針を示すとともに「反社会的勢力対応マニュアル」の制定等、社内体制を整備しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[27,761,582]	流 動 負 債	[12,126,520]
現金及び預金	14,687,450	支払手形及び買掛金	4,303,950
受取手形及び売掛金	6,300,645	電子記録債務	4,043,386
電子記録債権	2,157,109	未払法人税等	304,578
有価証券	1,500,110	賞与引当金	315,246
商品及び製品	2,137,566	その他	3,159,358
仕掛品	291,521	固 定 負 債	[2,820,764]
原材料及び貯蔵品	374,001	役員退職慰労引当金	10,608
その他	323,725	役員株式給付引当金	103,687
貸倒引当金	△10,548	退職給付に係る負債	1,282,917
固 定 資 産	[26,426,500]	繰延税金負債	2,812
有形固定資産	(22,817,086)	その他	1,420,737
建物及び構築物	7,010,810	負 債 合 計	14,947,285
機械装置及び運搬具	2,969,311	純 資 産 の 部	
土地	11,525,117	株 主 資 本	[39,095,262]
建設仮勘定	1,142,044	資本金	(1,132,048)
その他	169,803	資本剰余金	(1,016,874)
無形固定資産	(296,044)	利益剰余金	(37,281,232)
その他	296,044	自己株式	(△334,892)
投資その他の資産	(3,313,368)	その他の包括利益累計額	[145,534]
投資有価証券	1,612,053	その他有価証券評価差額金	111,312
繰延税金資産	524,374	退職給付に係る調整累計額	34,222
その他	1,176,940	純 資 産 合 計	39,240,797
貸倒引当金	△0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,188,083
資 産 合 計	54,188,083		

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		34,575,860
売上原価		24,798,969
売上総利益		9,776,890
販売費及び一般管理費		7,885,489
営業利益		1,891,401
営業外収益		
受取利息	5,457	
受取配当金	8,395	
作業くず売却益	78,530	
電力販売収益	99,766	
雑収入	68,992	261,142
営業外費用		
支払利息	160	
電力販売費用	37,936	
雑損失	3,541	41,638
経常利益		2,110,905
特別利益		
固定資産売却益	3,155	3,155
特別損失		
固定資産除却損	50,587	
減損損失	48,581	99,169
税金等調整前当期純利益		2,014,891
法人税、住民税及び事業税	647,308	
法人税等調整額	5,315	652,623
当期純利益		1,362,268
親会社株主に帰属する当期純利益		1,362,268

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年8月1日残高	1,132,048	1,013,770	36,376,894	△331,745	38,190,967
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△457,930		△457,930
親会社株主に帰属する当期純利益			1,362,268		1,362,268
自己株式の取得				△77,482	△77,482
自己株式の処分		3,104		74,336	77,440
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	3,104	904,337	△3,146	904,294
2020年7月31日残高	1,132,048	1,016,874	37,281,232	△334,892	39,095,262

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年8月1日残高	184,741	△41,016	143,724	38,334,692
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△457,930
親会社株主に帰属する当期純利益				1,362,268
自己株式の取得				△77,482
自己株式の処分				77,440
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△73,429	75,239	1,810	1,810
連結会計年度中の変動額合計	△73,429	75,239	1,810	906,104
2020年7月31日残高	111,312	34,222	145,534	39,240,797

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	イナバインターナショナル株式会社 株式会社共進 イナバクリエイト株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称
イナバロジスティクス株式会社
株式会社カトウ産業

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称
イナバロジスティクス株式会社
株式会社カトウ産業

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

ロ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（その附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

ハ. 役員退職慰労引当金

連結子会社について、役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。

ニ. 役員株式給付引当金

連結計算書類作成会社について、取締役（ただし、社外取締役を除く）への当社株式及びその換価処分金相当額の金銭の交付に備えるため、当連結会計年度に負担すべき株式給付債務の見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式としています。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」（当連結会計年度14,020千円）は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては「雑収入」に含めて表示しています。

(追加情報に関する注記)

(株式報酬制度の継続)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（ただし、社外取締役を除く）に対する、信託を活用した株式報酬制度を導入しています。

なお、当社は2019年12月13日開催の取締役会において本制度の対象期間を2023年1月末日まで継続することを決議し、2020年3月16日開催の取締役会において、株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しました。

当該信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じています。

(1) 取引の概要

当社が指定する信託（以下、「本信託」という）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」という）の取得を行い、取締役に対して当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役が退任した場合に、当社株式及び当社株式を売却換金した金銭が本信託を通じて交付されます。なお、本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末66,172千円、48,800株、当連結会計年度末143,612千円、128,800株です。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社グループに及ぼす影響及び当感染症の収束時期を予測することは困難であります。当連結会計年度においては、翌連結会計年度の一定期間経過後にはある程度持ち直し、当社グループが求める事業環境が整ってくるという一定の仮定に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っておりますが、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

なお、この仮定は不確実性が高く、当感染症が一旦収束したとしても、第二波、第三波と感染が拡大することで、国内・世界経済の低迷が長期化した場合には、当社グループ製品の需要減少等をもたらし、翌年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	23,819,898千円
----------------	--------------

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
宮城県一宮市他	鋼製物置事業資産	建物及び構築物	6,867千円
愛知県犬山市他	オフィス家具事業資産	機械装置及び運搬具	16,830千円
		有形固定資産「その他」	24,884千円
		合計	48,581千円

当社グループは資産を鋼製物置事業資産、オフィス家具事業資産及び遊休資産等にグルーピングしています。

この内、鋼製物置事業資産のレンタル収納の店舗においては、主に管理会計上の最小単位である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っています。レンタル収納の店舗の内、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗においては、当連結会計年度において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、零として評価しています。

オフィス家具事業資産については、市況は堅調であったものの、引き続き価格競争が激しく、厳しい状況で推移していることから、当連結会計年度において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、零として評価しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 17,922,429株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年10月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	228,965	13	2019年7月31日	2019年10月25日
2020年3月16日 取 締 役 会	普通株式	228,965	13	2020年1月31日	2020年4月7日

(注) 1. 2019年10月24日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金634千円が含まれています。

2. 2020年3月16日開催の取締役会決議による配当金の総額には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金634千円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌期になるもの
2020年10月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

- ① 配当金の総額 230,005千円
- ② 1株当たり配当額 13円
- ③ 基準日 2020年7月31日
- ④ 効力発生日 2020年10月26日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

また、2020年10月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金1,674千円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しています。また、資金調達については自己資金または銀行借入で賄う方針としています。なお、デリバティブ取引は行わない方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、売掛金管理規程及び与信限度管理規程に従い、信用状況を把握し定期的に与信限度額の設定・見直しを行い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

有価証券は、合同運用指定金銭信託です。合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少です。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価を把握する体制となっています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	14,687,450	14,687,450	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,300,645	6,300,645	－
(3) 電子記録債権	2,157,109	2,157,109	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,071,056	3,071,056	－
資産計	26,216,262	26,216,262	－
(1) 支払手形及び買掛金	4,303,950	4,303,950	－
(2) 電子記録債務	4,043,386	4,043,386	－
負債計	8,347,336	8,347,336	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	41,107

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,234円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 77円56銭 |

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	[25,023,179]	流動負債	[9,950,338]
現金及び預金	12,455,258	支払手形	1,279,285
受取手形	1,747,539	電子記録債務	4,043,386
電子記録債権	2,038,327	買掛金	1,336,965
売掛金	4,292,193	未払金	1,242,471
有価証券	1,500,110	未払費用	388,050
商品及び製品	2,093,185	未払法人税等	254,358
仕掛品	268,128	未払消費税等	330,739
原材料及び貯蔵品	361,481	預り金	222,878
その他	276,087	賞与引当金	271,572
貸倒引当金	△9,131	その他	580,630
固定資産	[25,653,465]	固定負債	[2,581,956]
有形固定資産	(22,270,854)	退職給付引当金	1,296,972
建物	6,218,774	役員株式給付引当金	103,687
構築物	337,881	受入営業保証金	782,149
機械及び装置	2,915,140	その他	399,145
車両運搬具	41,133	負債合計	12,532,294
工具、器具及び備品	124,571	純資産の部	
土地	11,494,032	株主資本	[38,040,159]
建設仮勘定	1,139,320	資本金	(1,132,048)
無形固定資産	(221,222)	資本剰余金	(1,016,874)
ソフトウェア	213,125	資本準備金	763,500
その他	8,096	その他資本剰余金	253,374
投資その他の資産	(3,161,388)	利益剰余金	(36,226,129)
投資有価証券	1,540,596	利益準備金	283,012
関係会社株式	105,000	その他利益剰余金	35,943,117
繰延税金資産	480,310	固定資産圧縮積立金	289,895
保険積立金	899,243	別途積立金	29,397,500
その他	136,248	繰越利益剰余金	6,255,721
貸倒引当金	△11	自己株式	(△334,892)
資産合計	50,676,644	評価・換算差額等	[104,189]
		その他有価証券評価差額金	104,189
		純資産合計	38,144,349
		負債・純資産合計	50,676,644

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,138,641
売 上 原 価		20,367,190
売 上 総 利 益		7,771,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,052,705
営 業 利 益		1,718,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,101	
受 取 配 当 金	7,825	
作 業 ぐ ず 売 却 益	78,388	
受 取 家 賃	36,216	
電 力 販 売 収 益	99,766	
雑 収 入	46,444	269,743
営 業 外 費 用		
電 力 販 売 費 用	37,936	
雑 損 失	2,020	39,957
経 常 利 益		1,948,531
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,100	3,100
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47,484	
減 損 損 失	41,714	89,198
税 引 前 当 期 純 利 益		1,862,433
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	565,535	
法 人 税 等 調 整 額	9,209	574,744
当 期 純 利 益		1,287,688

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
2019年8月1日残高	1,132,048	763,500	250,270	283,012	52,859	301,096
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩					△52,859	
固定資産圧縮積立金の取崩						△11,201
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			3,104			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	3,104	-	△52,859	△11,201
2020年7月31日残高	1,132,048	763,500	253,374	283,012	-	289,895

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2019年8月1日残高	29,397,500	5,361,902	△331,745	37,210,444	182,627	37,393,071
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩		52,859		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		11,201		-		-
剰余金の配当		△457,930		△457,930		△457,930
当期純利益		1,287,688		1,287,688		1,287,688
自己株式の取得			△77,482	△77,482		△77,482
自己株式の処分			74,336	77,440		77,440
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					△78,437	△78,437
事業年度中の変動額合計	-	893,819	△3,146	829,715	△78,437	751,278
2020年7月31日残高	29,397,500	6,255,721	△334,892	38,040,159	104,189	38,144,349

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法（ただし、一部の原材料については最終仕入原価法）（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（その附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理しています。

(4) 役員株式給付引当金

取締役（ただし、社外取締役を除く）への当社株式及びその換価処分金相当額の金銭の交付に備えるため、当事業年度に負担すべき株式給付債務の見込額を計上しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式としています。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度まで独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」（当事業年度14,020千円）は、営業外収益の100分の10以下となったため、当事業年度においては「雑収入」に含めて表示しています。また、前事業年度まで「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示していた「受取家賃」（前事業年度34,769千円）は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しています。

(追加情報に関する注記)

(株式報酬制度の継続)

株式報酬制度の継続に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（追加情報に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社に及ぼす影響及び当感染症の収束時期を予測することは困難であります。当事業年度においては、翌事業年度の一定期間経過後にはある程度持ち直し、当社が求める事業環境が整ってくるという一定の仮定に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っておりますが、計算書類に与える影響は軽微であります。

なお、この仮定は不確実性が高く、当感染症が一旦収束したとしても、第二波、第三波と感染が拡大することで、国内・世界経済の低迷が長期化した場合には、当社製品の需要減少等をもたらし、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,169,801千円
短期金銭債務	94,026千円
長期金銭債権	10,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,320,956千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,764,871千円
仕入高	98,736千円
営業取引以外の取引高	19,585千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
愛知県犬山市他	オフィス家具事業資産	機械及び装置	16,830千円
		工具、器具及び備品	24,884千円
		合計	41,714千円

当社は資産を鋼製物置事業資産、オフィス家具事業資産、遊休資産等にグルーピングして
います。

この内、オフィス家具事業資産については、市況は堅調であったものの、引き続き価格競争が激しく、厳しい状況で推移していることから、当事業年度において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、零として評価しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

358,536株

(注) 当事業年度末における自己株式の普通株式数には、取締役を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式128,800株が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	83,101千円
未払事業税等	28,038千円
退職給付引当金	396,873千円
役員株式給付引当金	31,728千円
減損損失	724,266千円
たな卸資産評価損	18,057千円
その他	197,250千円

繰延税金資産小計 1,479,317千円

評価性引当額 △831,815千円

繰延税金資産合計 647,501千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△127,821千円
その他有価証券評価差額金	△33,552千円
その他	△5,817千円

繰延税金負債合計 △167,191千円

繰延税金資産の純額 480,310千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称 または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	イナバ インターナ ショナル株 式 会 社	東京都 渋谷区	50,000	オフィ ス家具 の販売	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 代理店 役員の兼任	製品の 販売	2,017,414	受取手形	853,453
									売掛金	136,813

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,171円75銭
2. 1 株当たり当期純利益	73円31銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月17日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 且 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社稲葉製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月17日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 且 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2019年8月1日から2020年7月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に

影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月18日

株式会社稲葉製作所 監査役会

常勤監査役 多田 一志 ㊟

社外監査役 稲垣 光司 ㊟

社外監査役 向川 政序 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

第73期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は230,005,009円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金26円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年10月26日といたしたいと存じます。

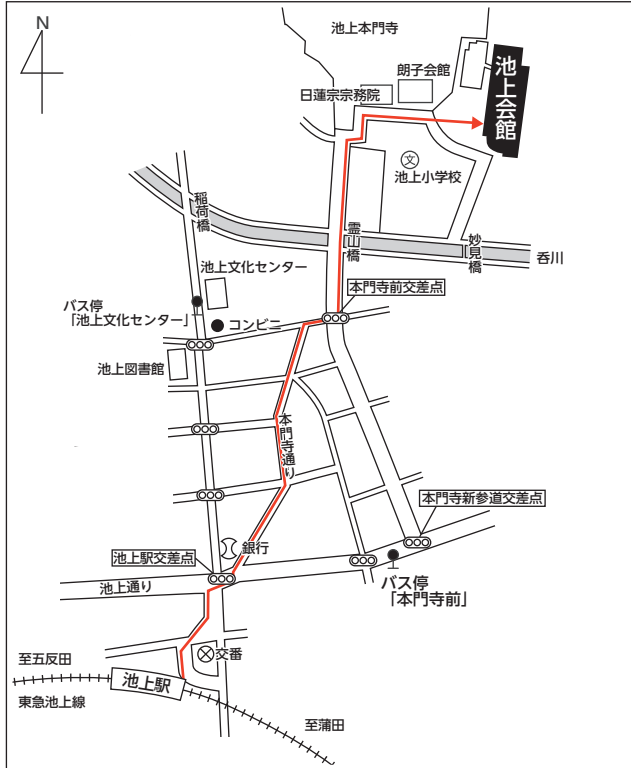
以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

会場ご案内図

会場 大田区立池上会館 2階集会室
東京都大田区池上一丁目32番8号
電話 03-3753-2241



交通のご案内

○東急池上線池上駅北口より徒歩10分

○J R 京浜東北線大森駅西口からバス「本門寺前」下車徒歩5分

(お願い：駐車場(有料)の収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

